

Second Opinion:

明電舎グループ

発行日：2020年8月31日

発行者：株式会社日本総合研究所 創発戦略センター

I. 要約

1. 本資料の目的

本資料の目的は、ローンマーケットアソシエーション (LMA: Loan Market Association) 等が定めたサステナビリティ・リンク・ローン原則 (SLLP: Sustainability Linked Loan Principles) 及び環境省が定めたグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン (以下、SLL) ガイドライン 2020 年版に基づき、株式会社三井住友銀行及びそのシンジケートローン団が組成する明電舎グループに対するローンの評価を行い、その評価結果を株式会社日本総合研究所 (以下、日本総合研究所) の意見書として報告するものである。

2. 評価の対象範囲

評価の対象範囲は、株式会社三井住友銀行及びそのシンジケートローン団が 2020 年 9 月に組成する、明電舎グループに対するローン (以下、本ローン) である。日本総合研究所は、本ローンについて、SLLP 及び SLL ガイドラインが基本原則として示す「借り手のサステナビリティ戦略とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (以下、SPTs) の整合性」、「SPTs の内容」、「レポートリング」、「レビュー」の 4 つの観点から評価を行う。

3. セカンド・オピニオン (要約版)

本ローンをレビューした結果、SLLP 及び SLL ガイドラインに則り適切であると判断する。

【サステナビリティ戦略と SPTs の整合性】

明電舎グループは、戦略的に環境経営を推進するための中期的な道標として「環境ビジョン」を制定するとともに、環境ビジョンを具現化するため、「中期経営計画 2020 行動計画 (2018~2020 年度)」を策定し、年度毎に環境目標を定めている。今回設定された SPTs は、その環境目標の一部であることから、同社のサステナビリティ戦略と整合していると言える。

【SPTs の内容】

本ローンでは、「環境貢献事業の拡大」、「化学物質の適正管理」、「バリューチェーンのマネジメント強化」の側面で SPTs が設定されている。これらは、同社の事業活動がもたらし得る潜在的な環境・社会的リスク及び、SASB (Sustainability Accounting Standards Board) における規準等を

踏まえ、いずれもマテリアリティを踏まえた目標指標が設定されていると判断する。

設定された SPTs のうち、「環境貢献事業による CO2 排出削減貢献量: 90 万 t」という目標値は、過去の実績値 (2018 年度実績は 84.1 万 t、2019 年度実績は 84.8 万 t) を大きく上回る数値であり、2019 年度の目標値 (80 万 t) からの引き上げも行っていることから、意欲的なものであると評価する。また、製品使用時など Scope3 における CO2 排出削減貢献量を定量的に評価し、その数値を目標項目として設定している例は、製造業のなかで必ずしも一般的ではなく、この目標項目を SPT として設定した行為自体にも野心性があると考ええる。

【レポートニング】

明電舎グループは、明電舎レポートの中で、SPTs に向けた進捗状況を同社ホームページ上に開示する予定であり、情報開示の内容とその開示先は妥当と言える。また、明電舎レポートは少なくとも年に 1 度発行することから、情報開示の頻度は適切と考ええる。

【レビュー】

本ローンについては、SLLP 及び SLL ガイドラインが示す基本原則に基づき、日本総合研究所が明電舎グループ及び株式会社三井住友銀行の同意のもと、ローン組成時点 (以下、期初) において第三者評価を実施している。評価結果は本資料に取りまとめ、シンジケートローン団の構成員に配布することを予定しており、レビュー結果について適切な報告がなされていると判断する。

II. 本編

目次

1. 評価フレームワーク	4
(1) 日本総合研究所の評価のフレームワーク	4
2. 借入人の概要について	5
(1) 組織概要	5
(2) 組織方針	5
3. 借入人のサステナビリティ戦略及び設定した SPTs の概要等	6
(1) 借入人のサステナビリティ戦略	6
(2) 借入人が設定した SPTs の概要	7
(3) SPTs と貸出条件等との連動	7
(4) レポーティングの方法	7
(5) レビューの方法	8
4. 日本総合研究所の意見	8
(1) サステナビリティ戦略と SPTs の整合性	8
(2) SPTs の内容	8
(3) レポーティング	10
(4) レビュー	10
(5) その他の留意点	10
(6) 結論	10
参考資料一覧	11
日本総合研究所について	12
免責事項	13

1. 評価フレームワーク

(1) 日本総合研究所の評価のフレームワーク

SLL の評価は、SLLP 及び SLL ガイドラインに基づき実施する。「サステナビリティ戦略と SPTs の整合性」、「SPTs の内容」、「レポートिंग」、「レビュー」について、公開情報から取得した情報とヒアリングにより得た情報を統合し、評価を行う。以下に評価フレームワークの詳細を記す。

【サステナビリティ戦略と SPTs の整合性】

設定された SPTs が、借入人のサステナビリティに関する戦略、目標等の文脈の中に位置づけられているか、という観点から整合性を評価する。

【SPTs の内容】

- ① **Materiality**(マテリアリティを踏まえた目標指標が設定されているか)
借入人の企業活動がもたらし得る潜在的な環境・社会的リスクを特定し、マテリアリティを踏まえた目標指標が設定されているかを評価する。
- ② **Holism**(包括的に捉えた目標項目が設定されているか)
借入人の企業活動が環境・社会にもたらすポジティブ及びネガティブなインパクトを包括的に捉え、サステナビリティに関連するポジティブなインパクトが大きいか（又はネガティブなインパクトを大きく改善させるものであるか）を評価する。
- ③ **Ambition**(目標の内容が意欲的か)
業界の水準や直近の実績値等と比較して、目標到達年や目標値の高さを踏まえ、意欲的なものと言えるかを評価する。
- ④ **Measurability**(目標は測定可能で客観性があるか)
設定された SPTs が測定可能で客観性があるか、またその評価方法の妥当性について評価する。

【レポートिंग】

SLLP 及び SLL ガイドラインでは、SPTs の達成状況に関する情報を、少なくとも 1 年に 1 回以上、貸出人に報告すべきとされている。また借入人は、SLL であることを表明する場合には、SPTs に関する情報を一般に開示すべきとされている。これらに基づき、情報開示の内容とその開示先、情報開示の頻度が適切かを評価する。

【レビュー】

借入人は必要に応じて、SPTs の内容の適切性等について第三者からレビューを受けることが推奨されている。SLL の参加者に承認された第三者機関からレビューを受けているか、またレビューを受けた場合、その結果が適切に報告・開示されているかという観点から評価する。

2. 借入人の概要について

(1) 組織概要

① 目的

株式会社明電舎は、1897年に電気機械を製作・修理する工場として創業された後、モータ生産を開始した。1970年代の高度経済成長期を経て「パワーエレクトロニクスの明電」、1980年代後半からの大型景気を経て「システムエンジニアリングの明電」へと発展し、現在は重電8社の一角に数えられる。新しい技術と価値の創造にチャレンジし、品質の高い製品・サービスを通じて顧客の課題解決をサポートすることで、事業活動を通じて社会課題の解決に寄与する企業グループを目指すとしている。

2020年3月末時点の売上高は255,748百万円、従業員数は連結で9,599人。国内連結子会社21社、海外連結子会社19社を持ち、東京に本社を置く。

② 業務内容

明電舎グループは事業領域を5つに区分している。1) 社会インフラ事業、2) 産業システム事業、3) 保守・サービス事業、4) 不動産事業、5) その他

(2) 組織方針

① ビジョンとミッション

企業使命を「より豊かな未来をひらく」、提供価値を「お客様の安心と喜びのために」とする。これら企業理念は、「品質の高い製品・サービスをご提供することにより、お客様の課題解決をお手伝いし、お客様に喜んでいただきたい。そして、この事業活動を通じて地球環境問題など社会的課題の解決に積極的に寄与し、より豊かな未来社会の実現に貢献することで、社会的責任(CSR)を果たしていきたい。そのために私たちはチャレンジし続けなければならない。」という思いを表現している。

② 中期目標及び年度計画

2018年5月に2018年度から2020年度までの3か年を計画期間とする「中期経営計画2020」を発表。同計画を更なる飛躍に向けたフェーズと位置づけ、設備・人材・研究開発・パートナーシップ強化などへの投資・施策を積極的に行うとしている。

最適なリソース配分を図るため、事業領域を3つに分類している。1) 「成長事業」：海外事業、自動車関連事業など、市場拡大を見込んで積極的にリソースを投入、2) 「収益基盤事業」：水処理・公共インフラ事業、電力・再生エネルギー事業、保守・サービス事業など、安定的な収益基盤であり、ビジネスモデルの変革、生産性の向上により収益力を強化、3) 「新たな成長事業」：市場拡大が期待できる半導体製造装置向け事業の規模拡大に向けた投資を行い、新規事業の創出を図る。

最終年度となる2020年度において、売上高2,800億円、営業利益140億円、経常利益135億円、親会社株主に帰属する当期純利益94億円の達成を目指す。収益性の指標としてはROE 10%、ROIC 7%、営業利益率5%を目標に掲げる。

3. 借入人のサステナビリティ戦略及び設定した SPTs の概要等

(1) 借入人のサステナビリティ戦略

【概要】

① ビジョン・理念・方針

環境経営を推進するための中期的な道標として「環境ビジョン」を制定し、以下に取り組みことを表明している。

- 事業活動における環境負荷の低減および、エネルギー、水処理分野での事業や製品・技術・サービスを通して、「持続可能な社会づくりへの貢献」を果たす。
- 「地球温暖化の防止」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の保全」を命題と捉え、事業活動で成すべきことや製品の目指すべき姿を目標として定める。また、目標達成を支える根底に「環境に根ざす企業風土」を据え、環境経営に取り組む。

環境ビジョンの示す目標

- 地球温暖化の防止
 - ① 再生可能エネルギー発電など、エネルギー事業分野で製品やシステムを販売し、CO2 排出削減に貢献する。
 - ② 環境配慮設計に取り組み、製品ライフサイクルにおける CO2 排出削減を図る。
 - ③ 生産活動における CO2 排出削減に取り組む。
- 循環型社会の形成
 - ① 製品ライフサイクルにおいて、廃棄物の「リデュース」、資源の「リユース」、「リサイクル」を推進する。
 - ② 生産活動における廃棄物ゼロエミッションに取り組む。
- 生物多様性の保全
 - ① 水処理システムを通して、水資源の確保に貢献する。
 - ② 化学物質管理を通して、リスクの大きい有害化学物質の削減や代替に取り組む。
- 環境に根ざす企業風土
 - ① 環境コミュニケーションの推進：自らの活動、成果の内容を積極的に開示し、ステークホルダーと双方向コミュニケーションの促進を目指す。
 - ② 環境マインドの育成：地球環境保全に向けた、研究開発・ものづくりを推進する環境リテラシーの向上、および自ら積極的に地域・社会貢献活動に取り組む人材育成を目指す。

【具体的な目標等】

② 戦略・目標

「環境ビジョン」を具現化するため、2018年5月に「中期経営計画 2020 行動計画 (2018～2020 年度)」を策定し、年度毎の環境目標も設定している。2020 年度の環境目標では、「製品・サービスによる環境貢献」、「事業活動における環境負荷の低減」、「環境マネジメントの推進」の3分野で計9つの目標を設定している。

- 製品・サービスによる環境貢献
 - ① 環境貢献事業による CO2 排出削減貢献量 90 万 t
 - ② 新製品のライフサイクル排出量削減（特定分野）
- 事業活動における環境負荷の低減
 - ③ GHG 排出（SCOPE1+2）総量削減：▲4%（2017 年度比）
 - ④ VOC 排出量：80t 以下
 - ⑤ 廃棄物総量削減：▲3%（2017 年度比）
 - ⑥ ゼロエミッション：9 拠点
 - ⑦ 水関連データの測定・分析：主要 4 事業所
 - ⑧ 生態系保全：主要 4 事業所
- 環境マネジメントの推進
 - ⑨ グリーン調達率（当社基準）：90%以上

また、「GHG 排出（SCOPE1+2）総量削減」については単年度目標だけでなく、「2030 年度までに事業活動に伴う GHG 排出（SCOPE1+2）総量を 30%削減（2017 年度基準）する」という目標も設定されている。

(2) 借入人が設定した SPTs の概要

以下に、借入人が設定した SPTs の概要を記す。2020 年度環境目標の 9 項目のうち、進捗状況を対外的に開示可能かつ、客観的に計測可能な 3 項目が SPTs として設定された。

SPTs の概要

	項目	SPTs（2020 年度の環境目標）	参考（過去実績）
①	環境貢献事業の拡大	環境貢献事業による CO2 排出削減 貢献量 90 万 t	84.1 万 t（2018 年度） 84.8 万 t（2019 年度）
②	化学物質の適正管理	VOC 排出量 80t 以下	96t（2018 年度） 83.3t（2019 年度）
③	バリューチェーンのマ ネジメント強化	グリーン調達率 90%以上（当社基準）	85%（2018 年度） 87%（2019 年度）

(3) SPTs と貸出条件等との連動

SPTs の達成に向けた取り組みが行われ、少なくとも 3 項目の SPTs の内 1 項目以上を達成し、改善が進んだ場合、借入人は、本ローンのエージェントである株式会社三井住友銀行を通じて、日本総合研究所に対して、明電舎グループのサステナビリティ経営の高度化に向けた取り組みが進捗している旨の評価及び意見書の発行を依頼することができ、その旨が貸出条件として、本ローンの契約に規定されている。当該意見書では、さらなる改善を期待する項目の示唆などの紹介も行い、より一層の改善に向けた取り組みの後押しを行う。

(4) レポーティングの方法

借入人が設定した SPTs は、「中期経営計画 2020 行動計画（2018～2020 年度）」で定め

た目標指標の中から抽出している。借入人は、中期経営計画の目標及び年度毎の実績値を明電舎レポートにおいて毎年開示しており、今後も、明電舎レポートの発行を通じて SPTs の達成状況を開示する予定である。

(5) レビューの方法

SPTs の適切性については、期初に日本総合研究所が SLLP 及び SLL ガイドラインに則り評価を行い、意見書（本資料）として取りまとめる。本資料はシンジケートローン団の構成員に配布することを予定している。また、期中においても SPTs の達成に向けて取り組みの改善が進んだ場合は、日本総合研究所が、明電舎グループのサステナビリティ経営の高度化に向けた取り組みが進捗している旨の評価及び意見書を発行することになっており、これは期中のレビューに相当するものである。

4. 日本総合研究所の意見

(1) サステナビリティ戦略と SPTs の整合性

- 明電舎グループは、戦略的に環境経営を推進するための中期的な道標として「環境ビジョン」を制定し、「地球温暖化の防止」、「循環型社会の形成」等に取り組むことを表明している。
- 「環境ビジョン」の実現に向けた具体的な行動計画として「中期経営計画 2020 行動計画（2018～2020 年度）」を策定し、年度毎に環境目標を定めている。
- 2020 年度環境目標は、明電舎グループのサステナビリティ戦略である「環境ビジョン」を具現化するために設定されたものであり、今回設定された SPTs は、その環境目標の一部であることから、同社のサステナビリティ戦略と整合していると言える。

(2) SPTs の内容

- ① Materiality(マテリアリティを踏まえた目標指標が設定されているか)
 - 明電舎グループは、水処理・公共インフラ事業から自動車関連事業など幅広い製品を製造するメーカーであり、原材料調達や製品製造、製品使用時など、サプライチェーン全体を通じた環境負荷低減について、重要な責任を担っている。
 - 事業活動がもたらし得る潜在的な環境・社会的リスクとして、気候変動の一因となる炭素排出の増加、サプライチェーンを含めた環境汚染を引き起こす側面、有害化学物質の拡散を招く側面などが考えられる。一方、再生可能エネルギーや省エネルギー関連製品を扱っており、環境に貢献する製品や事業の売上を拡大することで、環境に対する大きなポジティブなインパクトをもたらすことが期待できる。
 - 明電舎グループは今回、「環境貢献事業の拡大」、「化学物質の適正管理」、「バリューチェーンのマネジメント強化」の項目で SPTs を設定しており、同社の事業活動がもたらし得る潜在的な環境・社会的リスクを踏まえ、妥当な目標項目が設定されていると考える。
 - SASB 規準においても、「Electrical Electronic Equipment」業界では、「Energy

Management]、「Product Lifecycle Management]、「Materials Sourcing]が重要な非財務情報の開示項目（環境側面のみ抜粋）として推奨されている。

- また、各目標項目で設定された目標指標については、いずれも中期経営計画で掲げられている事業との関連性が高く、KPI（重要業績評価指標）として妥当な指標が選択されていると考える。
- 以上より、今回設定されたSPTsは、マテリアリティを踏まえた目標指標であると判断する。

② Holism(包括的に捉えた目標項目が設定されているか)

- 環境貢献事業を拡大することで、製品の使用を通じて環境へのポジティブなインパクトをもたらすことが期待できる反面、製品の生産が増えるほど、製造段階におけるエネルギー消費や化学物質などの排出は増加する。製造段階における環境負荷を低減するため、環境貢献事業の拡大と併せて、「化学物質の適正管理」の目標は絶対量で設定されており、環境へのネガティブインパクトを軽減させる包括的な目標項目が設定されていると判断する。
- なお、包括性の観点に照らせば、事業活動によって生じるGHG排出(SCOPE1+2)総量の削減目標をSPTsとして設定することも一案である。明電舎グループでは、2030年度に向けてGHG排出総量を30%削減(2017年度比)する目標が設定されている。この目標値はパリ協定+2度目標の合意に整合するようSBT(Science Based Targets)基準からバックキャストして設定されており、国際目標との整合性を考慮されている。ただし、昨今では+1.5度未満への抑制を求める趨勢が強まっていることから、今後、可能な範囲で目標値の見直しに向けた検討が期待される。

③ Ambition(目標の内容が野心的か)

- 「環境貢献事業によるCO₂排出削減貢献量：90万t」という目標値は、過去の実績値(2018年度実績は84.1万t、2019年度実績は84.8万t)を大きく上回る数値であり、昨年度の目標値(80万t)からの引き上げも行っていることから、意欲的なものであると評価する。また、製品使用時などScope3におけるCO₂排出削減貢献量を定量的に評価し、その数値を目標項目として設定している例は製造業のなかで必ずしも一般的ではなく、この目標項目をSPTとして設定した行為自体にも一定の野心性があると考えられる。なお、今後の目標値の検討にあたっては、既存の戦略の延長線あるいは、既存の取り組みの実績の積み上げを前提にするのではなく、2030年など長期的に目指す目標を設定した上で、そこから「バックキャスト」する発想で年度毎の目標値を検討することも一案である。
- 「VOC排出量総量：80t以下」についても、過去の実績値(2018年度実績は96t以下、2019年度実績は83.3t以下)を上回る目標値を設定している。目標水準は2019年度から引き上げてはならないものの、同社は、電機・電子4団体の自主行動計画「2010年度排出量より悪化させないこと」(同社の2010年度排出量：99t)より意欲的な目標値をもともと設定しており、この目標水準を維持することは容易ではないと思料する。
- 「グリーン調達率：90%以上」という目標については、直近2か年の実績を上回る目標値が設定されており、意欲的であると判断する。ただし、調達率の算定基準が「当社基準」である点について、法律等に基づく算定基準が採用されていない場合は、今後見直していくことが望ましい。

④ Measurability(目標は測定可能で客観性があるか)

- 「環境貢献事業による CO2 排出削減貢献量」について、IEC (国際電気標準会議)、電機・電子業界の温暖化対策「低炭素社会実行計画」、経済産業省「温室効果ガス削減定量化ガイドライン」に基づき、製品・システムのライフサイクルを通じて、一般的な標準品等と比較した場合に削減が見込まれる CO2 排出量を評価し、削減貢献量として算出していることを確認した。ただし、その評価方法について詳細は開示されていないことから、透明性が高いとは言えない。透明性を確保するためにも、今後、可能な範囲で評価方法について開示すべきと考える。
- 「VOC 排出量総量」及び「グリーン調達率」の目標について、借入人は、直近の環境パフォーマンスデータをもとに、定量的な目標値を設定しており、測定可能であり客観性は高いと判断する。

(3) レポーティング

明電舎グループは、明電舎レポートの中で、SPTs に向けた進捗状況を同社ホームページ上に開示する予定であり、情報開示の内容とその開示先は妥当と言える。また、明電舎レポートは少なくとも年に1度発行することから、情報開示の頻度は適切と考える。

(4) レビュー

本ローンについては、SLLP 及び SLL ガイドラインが示す基本原則に基づき、日本総合研究所が明電舎グループ及び株式会社三井住友銀行の同意のもと、第三者評価を実施している。評価結果は本資料に取りまとめ、シンジケートローン団の構成員に配布することを予定しており、SLLP 及び SLL ガイドラインが示すレビューに相当すると考える。なお、SPTs に向けた進捗状況は、毎年発行する明電舎レポートの中で開示する予定であり、期中では少なくとも SPT のいずれか一つを達成した場合に、SPTs の進捗度合いに応じて日本総合研究所が、明電舎グループのサステナビリティ経営の高度化に向けた取り組みが進捗している旨の評価及び意見書を発することを貸出人と合意している。これは期中のレビューとしての役割を果たすものである。

(5) その他の留意点

本資料の発行日から1年間遡った期間において、本評価結果と深刻な矛盾をきたすような同社に関連する報道等はない。

(6) 結論

以上の結果から、本ローンは、SLLP 及び SLL ガイドラインに則り適切であると判断する。

参考資料一覧

No	資料名
1	明電舎レポート 2020 https://meidensha.disclosure.site/ja/themes/129
2	明電グループの CSR https://meidensha.disclosure.site/ja/themes/133
3	中期経営計画 2020 https://www.meidensha.co.jp/corporate/corp_04/_icsFiles/afieldfile/2019/07/23/corp04_01.pdf

日本総合研究所について

- 名称 株式会社日本総合研究所 (The Japan Research Institute, Limited)
- 創立 1969年2月20日
- 資本金 100億円
- 従業員 2,665名 (2020年3月末現在)
- 株主 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 本社 東京本社：〒141-0022 東京都品川区東五反田2丁目18番1号
TEL 03-6833-0900 (代)
大阪本社：〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
TEL 06-6479-5800 (代)
- 支社 シンガポール
- グループ会社 株式会社日本総研情報サービス
株式会社JSOL
JRI America, Inc. (ニューヨーク)
JRI Europe, Ltd. (ロンドン)
日綜(上海)情報システム有限公司
日綜(上海)情報システム有限公司 北京諮詢分公司
- 営業に関する登録
プライバシーマーク使用許諾事業者 許諾番号：11820002(09)号
ISO14001 環境マネジメントシステム審査登録 登録番号：JQA-EM0223 東京本社

免責事項

(本レポートについて)

本資料は、SLLの借入人及び参加金融機関に対する参考情報として閲覧されることを目的として日本総合研究所が作成したものです。その内容・記述は一般に入手可能な公開情報とともに、借入人への取材を通じて必要な補充を加え作成したものであり、当該情報の正確性及び完全性を保証するものではありません。

日本総合研究所は、参加金融機関が本資料を利用したこと又は本資料に依拠したことによる直接・間接の損失や逸失利益及び損害を含むいかなる結果についても一切責任を負いません。最終取引判断は参加金融機関においてなされなければならず、取引に対する一切の責任は閲覧した参加金融機関にあります。

(金融商品取引法等)

日本総合研究所は、法令の定めにより、有価証券の価値に関する助言その他の投資顧問業務、M&A案件における所謂フィナンシャルアドバイザー業務等を行うことができません。

(三井住友フィナンシャルグループとの関係)

日本総合研究所は三井住友フィナンシャルグループに所属しており、当社内のみならず同グループ内各社の業務との関係において、利益相反のおそれがある業務は実施することができません。

「利益相反管理方針」(<http://www.smfg.co.jp/riekisouhan/>)に従って対応しますので、ご了承下さい。

当社によるコンサルティングの実施は、三井住友フィナンシャルグループ傘下の金融機関等とは独立に行われるものであつて、これら金融機関からの資金調達の可能性を保証するものではありません。

(反社会的勢力の排除)

日本総合研究所は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的行為による当社業務への不当な介入を排除しいかなる利益も供与しません。当社は、当社業務に対する反社会的な強要や脅迫等に対しては、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日)の趣旨に従い、外部専門機関に相談するなど毅然とした対応をとります。当社は、お取引先が反社会的行為により当社業務に不当な介入等を行った場合、お取引に係る契約を解除することができるものとします。

(本資料の著作権について)

本資料の著作権は日本総合研究所に帰属し、承諾を得ずに複製、転写、引用、配布を行うことは禁じます。